

第4章 景観まちづくりの推進に向けて【本編抜粋】

1 市民と事業者の役割

景観は市民生活や事業活動などの日々の積み重ねによってつくられます。

建物の屋根や壁、庭先、商店の店構えや看板などは、道路などの公的部分と相まって多くの人の目にふれるまちなみを形成し、景観を構成する重要な要素となります。市民・事業者による景観まちづくり活動は、良好な景観を生み出すだけでなく、山形市全体のイメージを支えるものとなります。そのため景観まちづくりにおいては次の3点を意識して進める必要があります。

- ①良好なまちなみは市民や事業者の活動の積み重ねによってつくられていくものであり、市民や事業者が景観形成の主体です。
- ②本計画を基本方針としながらも、個別の景観まちづくり活動においては地域住民や事業者の積極的な参加と合意形成により、地域の望ましい景観像を定めます。
- ③景観形成のための基本方針は、豊かな想像力をもった個別の景観まちづくり活動によって実現されるものであり、合意された方針を尊重しながらも、個性と創造性をもって良好な景観形成に努める必要があります。

また、公的環境の美しさは、合意されたルールを守り、育てようとする市民や事業者の不断の努力によって保たれるものです。ゴミや空き缶の投げ捨て、商品の陳列、周囲に配慮した自宅や事業所の景観づくり、まちづくり全体への協力など、景観まちづくりにおける基本的なルールの尊重が必要となります。

近年景観を取り巻く環境が大きく変化する中で、「山形らしさ」を持ったまちのイメージは、放置すれば個性のないまちの中に埋もれてしまう恐れがあります。

現時点において、山形市の本質的な「らしさ」は未だ失われていませんが、その「らしさ」は守ると同時に創り出すものでもあります。行政による景観施策の実施にあたっては、今後目指す景観像を、市民や事業者とともに考え、共通認識のもと、景観まちづくりを進めていく必要があります。加えて、市民や事業者の自主的な活動を支援していく必要があります。そこでは次の4点に配慮していくものとします。

- ①景観まちづくりにおける「事務局」の立場として、市民や事業者とともに景観まちづくりの重要性について、共通認識を高めていきます。
- ②道路、河川、公園、公共建築物などの公共施設は、地域景観の基本骨格となるものであり、その整備においては、市民や事業者による景観まちづくり活動を先導していく役割を意識しながら進めていきます。
- ③景観に影響を与える建築物の建築や工作物の建設などの行為については、景観形成基準に基づいた誘導を行うだけでなく、市民や事業者の景観まちづくりによる自主的な景観の形成を推進します。
- ④市民・事業者・行政による協働の景観まちづくりを進め、市民や事業者が主体的に関わり、積極的に活動を行う機運を高めるため、市民などの景観形成に対する関心と意欲の向上のための取り組みを行います。

景観施策の取り組みにおいては、市民・事業者との連携とともに、行政内部の横の連携調整を図り、総合的に景観まちづくりを進めていく必要があります。そこでは市民・事業者とともに、相互に学習しながら景観まちづくりを進めていきます。

景観協議会やまちなみデザインアドバイザー、山形市景観条例に基づく山形市景観審議会などによる景観まちづくりのマネジメントの仕組みを構築することにより、景観形成の取り組みの実効性ならびに継続性を担保していきます。

